



土地家屋等の課税調査にご協力を

税務課では、平成21年度の固定資産税課税に向けて土地・家屋等の調査を行っていますので、次の点についてご協力をお願いします。

土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続登記（登録）の手続きが必要ですが、賦課期日（毎年1月1日）に相続登記が完了していない場合は、税金は相続人全員で連帯して納めていただきます。この場合、納税に関する書類を受け取る代表者を決めて「納税義務者変更届出書」を税務課に提出してください。

土地・家屋の所有者が亡くなった場合

また、未登記家屋の所有者が亡くなった場合は「未登記家屋の所有者変更届出書」を提出してください。

土地の利用状況に

変更があった場合

土地は、1月1日現在の利用状況に応じて課税されます。宅地や雑種地を農地にするなど、利用状況に変更があった場合はご連絡ください。

家屋の取り壊し、

新築・増築した場合

平成20年1月2日から平成21年1

月1日までに、家屋を新築、増築した場合や家屋を取り壊した場合は、平成21年度から新たに課税されたり、税額が変更されたりします。

家屋の新築、増築や取り壊し（一部取り壊しも含む）をしたときは、面積の大小にかかわらず税務課までご連絡ください。

法務局で登記手続きを済ませている場合は、ご連絡は不要です。

償却資産の取り扱いが

変わります

会社や個人で工場・商店などを営んでいる人が、その事業のために使う機械、備品などの償却資産をお持ちの場合は、申告する必要があります。平成21年1月1日現在、市内に償却資産をお持ちの人は、平成21年1月30日までに申告書を税務課に提出してください。

なお、このたび、省令の一部改正により、耐用年数等の取り扱いが大幅に変更されています。平成21年度分の申告等については、改正内容を確認の上、新基準により申告をお願いします。

問合せ 税務課資産税係

☎0833(72)1400

参加者募集

光市環境美化

ボランティア・サポート事業



光市環境美化ボランティア・サポート事業は、環境美化意識と利用者のマナー向上を啓発し、快適な都市環境を創出するため、市民の皆さんに道路や公園など公共空間の「親代わり」となって環境美化活動に取り組んでいただき、市がその活動をサポートする事業です。

参加する皆さんに、清掃、草引き、緑化等の環境美化活動に取り組んでいただき、市は、ごみ袋の支給や看板の設置、ホームページ等での活動紹介、市民活動補償制度の適用等により活動をサポートします。自治会、事業所、NPO団体など、どのような団体でも参加することができます。ぜひ、ご応募ください。

活動内容

- ・清掃、草引き等の環境美化活動
- ・市との協議により、剪定・植栽などの活動を行うことができます。
- ・ごみの持ち帰り（定期収集時に出してください）

回収が困難な場合は、市が回収します。

・不法投棄、施設の破損等を見つけた場合の連絡

活動頻度
年間6回以上

合意書

市民と市が役割を明確にし、持続的な美化活動を行うため、合意書を交わします。

活動区域

身近な公園やポケットパーク、花壇、道路（歩道）など、どのような場所での活動でも可能ですので、まずはご相談ください。

応募・問合せ

地域づくり推進課

☎0833(72)8880

FAX0833(72)8133

Eメール

chilikizukuri@city.hikari.lg.jp



今樹住宅自治会の
清掃活動の様子